

事 務 連 絡  
令和6年11月15日

事 業 主 様  
事務担当者 様

神戸機械金属健康保険組合

### 被保険者証の新規発行廃止と事務手続きの変更について

平素より当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既に報道等でご承知のことと存じますが、令和6年12月2日から被保険者証の新規発行が廃止され、マイナンバーカードを用いた受診を原則とすることとなります。但し、一定の理由に該当することでマイナンバーカードによる受診ができない場合には当組合が発行した資格確認書を用いた受診が可能です。

これに伴う事務の取扱いを次ページ以降の通り取りまとめましたので事務の円滑な実施にご協力のほどお願い申し上げます。

併せて、新設・変更を行う届書を添付しておりますので12月2日以降の届出の際にはこちらのものをご利用いただきますようお願い申し上げます。

#### 様式を変更する届書

「資格取得届」、「被扶養者異動届」、「任意継続資格取得申請書」に資格確認書交付希望欄を新設

「氏名変更届」、「生年月日訂正届」の保険証交付の欄を削除

従前の「任意継続被保険者資格取得申請書」は12月2日以降の利用はできません。

#### 新たに様式を新設する届書

「資格確認書（再）交付申請書」、「資格情報のお知らせ再交付申請書」、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」、「資格確認書返納届」、「資格確認書の発行要否に関する記入票」を新設

なお、これまでの「被保険者証再交付申請書」は廃止し、12月2日以降の利用はできません。

2024. 11. 15 時点

## 被保険者証廃止に伴う今後の事務作業について

令和6年12月2日から、新規資格取得者、被扶養者認定者に対する被保険者証の発行、被保険者証紛失・氏名変更・生年月日訂正等に伴う被保険者証の再交付は行わないこととなります。

同日以降の医療機関受診は、原則マイナンバーカードを用いて受診していただくこととなりますが、例外的措置として「資格確認書」による受診が認められています。また、令和6年12月1日以前に交付した被保険者証は令和7年12月1日まで使用可能です。

加入員の皆さんに大きな影響を及ぼす内容であることから、現段階におけるその概要を下記のとおりお知らせいたします。

### 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」

被保険者証の廃止に伴い、原則マイナンバーカードを被保険者証として使用していただくこととなりますが、使用できない方等のために下記の2種類の書類の交付が始まります。

|                      |                                                                                                                                        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格確認書<br>(プラスチックカード) | 現在の被保険者証に相当するが有効期限がある（ <u>当組合ではプラスチックカード型（短期資格確認書はA4サイズ紙）を採用</u> ）⇒原則としてマイナ保険証 <u>未登録者等に交付</u>                                         |
| 資格情報のお知らせ<br>(A4紙)   | マイナ保険証利用者（初期登録済みの方）が被保険者証の記号・番号を把握、またシステムトラブル等でマイナ保険証が医療機関において読み込みできない場合、マイナンバーカードとあわせて提示することで保険診療を受けられる（ <u>「資格情報のお知らせ」単体では受診不可</u> ） |

**マイナ保険証の利用登録を済ませている方⇒原則としてマイナ保険証で受診  
〃 済ませていない方⇒資格確認書で受診**

**但し、既に交付されている被保険者証の所持者は令和7年12月1日まで被保険者証で受診できます（令和7年12月2日以降一斉に無効になり使用できなくなります）**

マイナ保険証の利用をしようとしたが、未対応の医療機関、医療機関のカードリーダーが故障等して使えない場合にどうしたらいいのか？

1 マイナンバーカード＋資格情報のお知らせ（紙）

又は

2                   〃                   ＋マイナポータルに登録されている【医療保険の資格情報画面】の提示（なお、医療保険の資格情報画面は、マイナポータルのダウンロード機能を用いることであらかじめスマートフォンなどに登録しておくことができます。）

⇒あらかじめスマホにダウンロードしておけば、「資格情報のお知らせ」を常時携帯しておかなくてもOK

## 被保険者証廃止に伴うスケジュール

|             |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年10月15日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月21日現在マイナンバーに登録されている被保険者・被扶養者に「資格情報のお知らせ（マイナンバー下4桁あり）」事業所宛送付</li> </ul> <p><u>大切なお知らせですので必ず被保険者の方にお渡し願います。また、マイナ保険証が利用できない場合等に必要となりますので、必ず保存いただきますようお願いいたします。</u></p>                                    |
| 令和6年12月2日から | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証の新規発行廃止<br/>マイナ保険証未登録者等⇒「資格確認書」交付<br/>マイナ保険証登録者、未登録者にかかわらず⇒「資格情報のお知らせ（マイナンバー下4桁なし）」送付（9/22～12/1 資格取得者、扶養認定者含む）</li> <li>・交付済みの被保険者証は令和7年12月1日まで使用可能（経過措置）</li> <li>・資格喪失届⇒被保険者証又は資格確認書を添付</li> </ul> |
| 令和7年9月から11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍者への資格確認書の職権交付（申請不要）<br/>I 2 健保組合が職権で発行するパターン参照</li> </ul>                                                                                                                                               |
| 令和7年12月2日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付済みの被保険者証⇒使用不可（返納不要）</li> <li>・資格喪失届⇒資格確認書を添付</li> </ul>                                                                                                                                                 |

## 被保険者証廃止後の「資格確認書」について

令和6年12月2日以降受付の資格取得、被扶養者認定、被保険者証再交付申請、氏名変更、生年月日訂正については、被保険者証の交付は行いません。12月1日以前資格取得日の資格取得届が12月2日以降に提出された場合や12月2日以降資格取得日の届書が12月1日以前に提出された場合も同様です。

※マイナ保険証登録済みの方には（資格確認書交付希望があっても）資格確認書を交付できません（一部例外あり。8ページの（注意）参照）

これは、法令上、マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、資格確認書の交付対象とならないため。

### （交付できない例）

マイナ保険証を保有しているが、利用する意向がないので資格確認書を欲しい  
マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を欲しい

### （改正後）健康保険法第51条の3

被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。

### （原則）

マイナナンバーカードによる被保険者証（以下「マイナ保険証」という。）を利用していただくことになります。

マイナ保険証のカードリーダーの故障や未対応の医療機関での受診においては、

「マイナ保険証」を

「資格情報のお知らせ（A4紙）」又は「マイナポータルでの資格情報の表示」  
又は「マイナポータルでの資格情報のダウンロード結果」

と一緒に医療機関に提示することで受診いただくことになります。

⇒「資格情報のお知らせ（A4紙）」は必ず保存しておいてください。

(例外)

マイナ保険証が使用できない者（厳密には下記のAからJの交付対象者）は「**資格確認書**」で受診いただくことになります。

## 「資格確認書」について

(資格確認書の交付対象者)

### I 通則

- 1 本人からの申請により交付するパターン（「**資格確認書交付申請書**」を提出）

- A マイナンバーカードを紛失した・更新中
- B マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、資格確認を補助する必要がある場合  
「資格確認書交付申請書」を健保組合に提出していただきます

- 2 健保組合が職権で発行するパターン（但し、**新規資格取得時**には「資格取得届」、**被扶養者認定時**には「被扶養者異動届」）にCからGを確認の上チェックマークを記載していただくことで交付（H、I、Jは職権交付のみ）

- C マイナンバーカードを取得していない者（マイナンバー未登録（国内に住所を有さない方等を含む）
- D マイナンバーカードの被保険者証利用初期登録が行われていない
- E マイナンバーカードの被保険者証利用初期登録を解除した  
（※解除申請は健保組合にさせていただきます）
- F マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を経過した
- G マイナンバーカードを返納した方
- H DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定の方
- I 申請により資格確認書が交付された要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者）（つまり上記B）の資格確認書を更新する場合
- J データ登録が完了しないと見込まれる者（資格取得時の届書にマイナンバーが未記載の者等）（11月1日追加）

※CからGの場合には、申請がなくとも健保組合が中間サーバーで上記事実を確認し、健保組合の職権で自動的に資格確認書を発行することが可能ですが、国からの情報配信に日数を要するため、お急ぎの場合には、「資格確認書交付申請書」を提出いただきますようお願いい

たします。

## Ⅱ 具体的なケース別の処理

届書の様式変更、新設を行っています。12月2日以降は、必ず、新様式を用いるようにお願いします。

### ※届書様式の変更

「資格取得届」、「被扶養者異動届」、「任意継続資格取得申請書」に資格確認書交付希望欄を新設

### ※届書様式の新設

「資格確認書（再）交付申請書」、「資格情報のお知らせ再交付申請書」、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」、「資格確認書返納届」を新設

## 1 【新規資格取得時、被扶養者認定時】

上記Ⅱ2の交付のパターンがC、D、E、F、Gの場合、事業主がどの交付理由に当てはまるのかを必ず確認した上で

新規に資格取得の際には「資格取得届」、被扶養者認定の際には「被扶養者（異動）届」に設けている「資格確認書交付希望」欄に✓をすることで「資格確認書」を交付します。

なお、マイナ保険証はデータ登録が完了しないと利用できないことにあわせ、資格確認書はデータ登録が完了した後（3から5営業日後）に資格情報のお知らせ・データ登録完了通知書と共に発送することを基本とします。

### 1 届書（紙・電子媒体・電子申請共通）が新様式

#### （1）チェックがある場合

チェックが可能な理由は、下記のとおり。当てはまらない場合には、チェックはできません。従って「資格確認書」の交付はできません。

- 1 Cマイナンバーカードを取得していない者、Gマイナンバーカードの返納者
- 2 Dマイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、E利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- 3 Fマイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

## 【チェック欄の見本】

資格取得届

被扶養者（異動）届

|                     |                                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------|
| ⑫<br>資格確認書<br>の発行要否 | <input type="checkbox"/> 必 要<br>裏面⑫交付要件該当の場<br>合のみチェック可 |
|---------------------|---------------------------------------------------------|

|                      |                                                             |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|
| 資格<br>確認<br>書の<br>発行 | <input type="checkbox"/> 必 要<br>裏面⑫交付要件<br>該当の場合のみ<br>チェック可 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------|

### （２）チェックがない場合、職権交付の可能性

マイナンバーが提出されている場合、健保組合が処理日から３から５営業日後に中間サーバーから交付理由の該当有無を確認した上で、ＣからＪのいずれかの交付理由に該当する場合には資格確認書の交付を健保組合が職権で行います（自動発行します）。マイナンバーが提出されていない場合、提出されてから３から５営業日後になります。交付理由に該当しない場合には資格確認書の交付は行いません。

２ 届書（紙、電子媒体、電子申請）が旧様式⇒資格確認書の発行要件を満たす場合には備考欄に「資格確認書要」と記入。記入がない届書が提出された場合、当組合から「資格確認書の発行要否に関する記入票」の添付（FAX・電子メール可）を依頼します。

その後の処理は１に準じます（但し、可及的速やかに新様式を使用いただくようお願いします）。

※但し、要件Ａ、Ｂ該当の場合には別途「資格確認書交付申請書」が必要

※Ａマイナンバーカードを紛失、Ｆ電子証明書の有効期限切れの場合、有効期間が３か月の短期資格確認書（Ａ４紙）の発行となります。

## ２ 【資格喪失届】の被保険者証、資格確認書返納について

経過措置により被保険者証は令和７年１２月１日までは有効です。

令和６年１２月２日から令和７年１２月１日までに提出された資格喪失届  
被保険者証、資格確認書の返納が必要

令和７年１２月２日以降

被保険者証の返納は不要（自動的に無効化）、

令和６年１２月２日以降交付した資格確認書は資格喪失時に返納が必要です。

「資格情報のお知らせ」の返納は単独利用が不可能なことから必要ありません。

### 3 【再交付】

令和6年12月2日以降、被保険者証の再交付は行いません。従来の「被保険者証再交付申請書」の利用はできません。

#### (1) 【資格確認書の再交付】

「資格確認書交付申請書」(新様式)を提出してください。「交付理由」欄は「資格確認書を滅失・き損したため」に○をつけてください。

健保組合側で、マイナ保険証の登録状況等を把握し、資格確認書の発行要件を満たす方のみ発行します。

#### (2) 【資格情報のお知らせ】の再交付

「資格情報のお知らせ再交付申請書」(新様式)を提出してください。

【資格情報のお知らせ】の再交付申請をする前に・・・

資格情報のお知らせは、マイナポータルに登録されている【医療保険の資格情報画面】で代用可能です。

医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。

(下記QRコードからアクセスください。)



なお、医療保険の資格情報画面は、マイナポータルのダウンロード機能を用いることであらかじめスマートフォンなどに登録しておくことができます。

医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合は、資格情報のお知らせ(紙)を携帯することは必須ではないため、紛失したとしても再交付の申請は不要です。

#### 4 【資格取得後、被扶養者認定後に資格確認書の交付要件に該当した場合】

**「資格確認書交付申請書（新様式）」を提出してください。**

上記 I 2 の交付のパターンが A、B、C、D、E、F、G の場合、事業主がど  
の交付理由に当てはまるのかを必ず確認した上で

「資格確認書交付申請書」に設けている「交付理由」欄に○印をすることで「資格確認書」を交付します。

健保組合側で、マイナ保険証の登録状況等を把握し、資格確認書の発行要件を満たす方のみ発行します。

#### 5 【氏名変更（訂正）】 【生年月日訂正】

いずれの届書も修正をしているため新様式にて届出をお願いします。

被保険者⇒氏名変更（訂正）届、生年月日訂正届

被扶養者の氏名変更（訂正）、生年月日訂正⇒被扶養者異動届

健保組合側で、マイナ保険証の登録状況を把握し、資格確認書の発行要件を満たす方のみ発行します。

#### 6 マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

利用登録をしている方が、利用登録を解除したい場合には、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を健保組合に提出いただくことになります。受理後、資格確認書を交付します。

（注意）（再掲）

マイナ保険証登録済みの者が資格確認書の交付を希望することは下記の場合を除き出来ません。

- A マイナンバーカードを紛失した・更新中
- B マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、資格確認を補助する必要がある場合
- E マイナンバーカードの被保険者証利用初期登録を解除した
- F マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を経過した
- G マイナンバーカードを返納した

## 7 任意継続の申請

旧様式の届書は受付できません。旧様式を提出された場合新様式に再度記入いただくこととなります。

資格確認書の交付希望欄を新たに設けた申請書を提出してください。

上記 I 2 の交付のパターンが C、D、E、F、G の場合、どの交付理由に当てはまるのかを申請者が必ず確認した上で

「任意継続被保険者資格取得申請書」に設けている「交付理由」欄に✓をすることで「資格確認書」を交付します。

チェックがない場合、3 から 5 営業日後に健保組合が紐づけ状況等を確認し、紐づけ等がない方のみ、資格確認書を交付します。

## 8 資格確認書の返納

マイナンバーカードの被保険者証登録を行った、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を更新した等の理由で、マイナ保険証の利用が可能になった場合には、資格確認書を返納いただきます。

「資格確認書返納届」に資格確認書を添付して返納してください。  
但し、短期資格確認書の返納は不要です。

\*\*\*\*\*

(マイナ保険証所持者に想定される事態)

医療機関の機械トラブル、未対応の医療機関などで、マイナ保険証が利用できない場合どうすれば保険診療を受けられるのか？

「マイナ保険証」を

「資格情報のお知らせ(A4紙)」又は「マイナポータルでの資格情報の表示」  
又は「マイナポータルでの資格情報のダウンロード結果」

と一緒に医療機関に提示することで受診いただくことになります。

⇒「資格情報のお知らせ(A4紙)」は必ず保存しておいてください。

マイナ保険証の利用登録済みの者が、どうしても資格確認書の交付を希望する場合には、マイナ保険証の利用登録解除申請を健保組合に行ってください。具体的には「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を健保組合に提出してください。

|                  |                                                                                                                     |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 当組合                                                                                                                 |
| 資格確認書            | (通常) プラスチックカード<br>(短期) A 4 紙                                                                                        |
| 資格確認書の有効期限       | 1 通常発行時<br>⇒ 4 年以上 5 年以内の特定の<br>日<br>2 (短期発行) ⇒ 3 か月<br>短期発行になる場合<br>⇒<br>マイナカード再交付に伴う臨時発行<br>電子証明書の有効期限経過後の手続<br>中 |
| 高額療養費の自己負担<br>区分 | ・ 限度額適用認定証発行                                                                                                        |
| 高齢受給者の自己負担<br>区分 | ・ 高齢受給者証発行                                                                                                          |
| 特定疾病の自己負担区<br>分  | ・ 特定疾病受療証発行                                                                                                         |